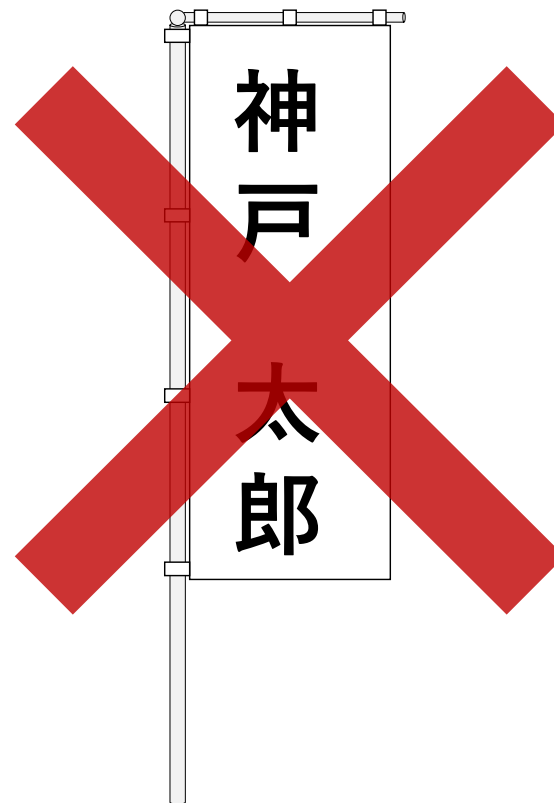


政治活動のために使用できる文書図画について

- 公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する文書図画については、同法第143条第16項各号に掲げる一定のものしか掲示することができません。

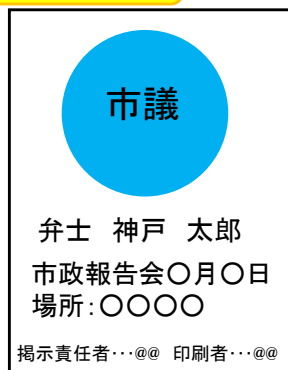
このため、公職の候補者等の氏名・氏名類推事項が記載された「たすき」や「のぼり」等を使用して駅前等で辻立ち演説をすることや地域の行事に参加すること等は、同条に抵触します。



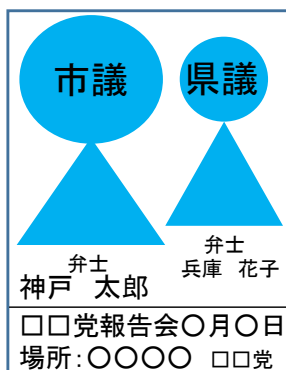
政治活動用ポスターについて

- 公職選挙法上、公職の候補者等「**個人**」の政治活動用ポスターは、任期満了の日の6か月前（衆議院の解散の場合は、解散の日の翌日）から掲示することができません。
また、当該ポスターをベニヤ板等で裏打ちして掲示することもできません。
- 「**政党**」の政治活動用ポスターは、当該ポスターに氏名又は氏名類推事項が記載された者が当該選挙の候補者となった日（公(告)示日）のうちに、撤去しなければなりません。

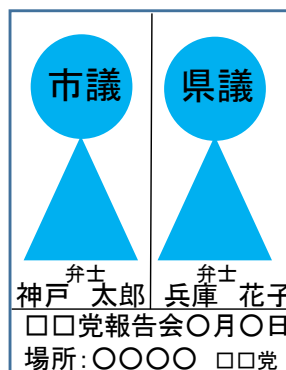
【具体的な例】



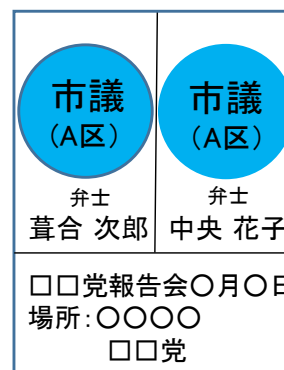
弁士が1人のとき



特定の者のみ殊更目立たせている



弁士の紹介部分が政党の記載部分の面積よりも大きい



弁士が同一選挙の同一選挙区(一方の選挙区が他方の選挙区を包含する場合を含む)



弁士の紹介部分と政党の記載部分の面積が同じ

「**個人**」の政治活動用ポスターと認められる

※個人の政治活動用ポスターには、掲示責任者・印刷者の氏名・住所の記載が必要

「**政党**」の政治活動用ポスターと認められる

- 上記の外形的な基準のみならず、政治活動の目的や講演会開催の実体等にも留意が必要です。また、選挙運動にわたると認められる場合には、事前運動(同法第129条)に抵触します。